

令和6年度 公文書開示（8月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6. 7. 22	R6. 8. 5	・ 令和4年3月24日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和3年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況－ 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校における、荒川区の学校名 ・ 令和6年3月28日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和5年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況－ 調査対象621校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校における、荒川区の学校名	4	1															教育庁都立学校 教育部高等学校 教育課
2	R6. 7. 25	R6. 8. 7	・ 取材案内 ・ 旅費請求内訳書 ・ 東京都タクシーチケット券（控）及びレシート並びに領収書	14		1					1				1				・ 取材案内 職員の公用携帯電話の電話番号については、公にすることにより、業務と関連のない電話がくる等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）。 ・ 旅費請求内訳書及びタクシー領収書 職員の自宅最寄駅名及びタクシー領収書に記載されたクレジットカード番号下4桁は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当）。	教育庁地域教育 支援部管理課
3	R6. 7. 25	R6. 8. 6	・ 5月23日(木)の定例会報告（1）のR9年度全国高校総合体育大会（都準備委員会設置）に関し、開会式等での“君が代”実施と皇室関係者の接待（高校生による案内や代表生徒との面会、高校生の服装、言葉遣い）等についての実施計画や検討の文書及び国旗掲揚、君が代斉唱の実施に向けた内容・方法（全国高文祭。都立高生に演奏させたような。国立高を動員した）が分かる文書 ・ 7月25日(木)の定例会の中学社会・公民教科書の採択投票で●●と●●、及び特支の1回目と再投票で●●に投票した1名（他4名は教出に入れた）の氏名と、採択したい理由の分かる文書 ・ 定例会での投票に向け、教育長と教育委員の事前の勉強会的な会合の内容（話し合った内容）の分かる文書					1											・ 東京都は総合開会式を担当していないことから、請求に係る文書は作成、取得しておらず存在しないため。 ・ 投票は無記名で行っているかつ投票した理由については記載を求めていることから、請求に係る文書は作成しておらず存在しないため。 ・ 請求に係る事前の打合わせは行っていないことから、文書は作成しておらず存在しないため。	教育庁指導部管 理課
4	R6. 7. 25	R6. 8. 6	公民・道徳・歴史の選定、採択に向け事務局が教育長と教育委員とやりとりした文書																これらの資料はホームページにて閲覧可能であり、東京都情報公開条例第18条第2項「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報(以下「インターネットによる公表情報等」という。)と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため却下する。	教育庁指導部管 理課
5	R6. 6. 18	R6. 8. 16	・ 東京都立高等学校入学者選抜に係る成績一覧表調査委員会における調査の実施及び調査資料の提出について（依頼） ・ 中学校等別評定割合（個表）	2000	1															教育庁都立学校 教育部高等学校 教育課

令和6年度 公文書開示（8月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
6	R6. 6. 18	R6. 8. 16	・ 中学校等別第3学年・第9学年在籍者数等調査結果 ・ 教科別調査結果 ・ 成績一覧表の作成及び調査に関わる課題等について	912		1					1				1				・ 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため。 ・ 成績一覧表調査委員会における調査の内容に関する情報であり、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	教育庁都立学校 教育部高等学校 教育課
7	R6. 8. 6	R6. 8. 20	令和6年3月28日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和5年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況― 調査対象621校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	10	1															教育庁都立学校 教育部高等学校 教育課
8	R6. 8. 6	R6. 8. 20	・ 令和6年3月28日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和5年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況― 調査対象621校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校 ・ 令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況― 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	25	1															教育庁都立学校 教育部高等学校 教育課
9	R6. 6. 26	R6. 8. 20	30代教員で5年以内に退職した者の人数が分かる資料					1											当該公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁人事部職 員課
10	R6. 6. 26	R6. 8. 20	採用されて1年以内に退職した教員の退職理由が分かる資料																「採用されて1年以内に退職した教員の退職理由が分かる資料」は、東京都教育委員会のホームページにおいて閲覧可能な情報であり、これらは東京都情報公開条例第18条第2項「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため	教育庁人事部職 員課
11	R6. 7. 25	R6. 8. 21	これまで教育監と都研セ所長は●●氏1名だったのに、2024年4月1日付人事異動で都教委は、教育監に●●氏、都研セ所長に●●氏を充ててしまった。これまで教育監と都研セ所長は1名だったのを、2名に増員してしまった経緯、理由、背景がわかる文書の開示を求める（口頭で発言した記録やメモ、電磁記録も含む。）。					1											当該請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁総務部総 務課
12	R6. 7. 25	R6. 8. 22	・ 令和5年度多文化共生海外派遣研修（UAEコース）「グループ研究テーマ一覧」及び生徒が作成した発表資料 ・ 令和5年度「都立高校生等の海外派遣研修」成果報告会次第及び生徒が作成した発表資料	3		1					1				1				【研修生氏名】 ・ 当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。（東京都情報公開条例第7条第2号） 【生徒が作成した発表資料】 ・ 当該資料は、開示請求により公にされることを前提とされたものではなく、公にすることにより、生徒からの信頼を不当に損なうことと認められるものであり、今後の事業運営上支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁グローバ ル人材育成部国 際交流教育課

令和6年度 公文書開示（8月決定分）

					決定区分					（根拠規定） 条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
13	R6. 8. 8	R6. 8. 22	公文書開示請求に係る開示等の決定について（一部開示）（●●号）	58		1					1								個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。（東京都情報公開条例第7条第2号）	教育庁人事部職員課
14	R6. 8. 8	R6. 8. 22	令和●年●月●日付●教人職第●●号の決定に関連して作成・取得された全ての文書。					1											請求にかかる公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁人事部職員課